

アウトソーシング委託業務標準歩掛

平成24年9月

高知県林業振興・環境部 治山林道課

目 次

アウトソーシング委託業務標準歩掛

(1) 治山計画作成委託業務歩掛	1
(2) 治山計画（保安林改良）作成委託業務歩掛	2
(3) 治山施設点検調査委託業務歩掛	3

治山計画作成委託業務標準歩掛り（公表用）

○現地測量 1ヶ所あたり

名称	数量	単価	金額	摘要
測量技師	1人			外業
測量技師補	1人			
測量助手	1人			
普通作業員	1人			
計				

○毎木調査 1ヶ所あたり

名称	数量	単価	金額	摘要
普通作業員	1.5人			外業
計				

※施工区域に用材林がある場合に計上 注)工種による補正のみ行う

○図面作成 1ヶ所あたり

名称	数量	単価	金額	摘要
技術員	1人			内業
製図工	1人			
普通作業員	1人			
計				

○資料作成 1ヶ所あたり

名称	数量	単価	金額	摘要
技術員	1人			内業
普通作業員	1人			
計				

○協議打合せ 委託1件あたり

名称	数量	単価	金額	摘要
測量技師	1.5人			着手、中間、完了前
技術員	1.5人			
計				

	事務所	距離(片道)	単価	数量	金額
○旅費交通費				*	金額
○諸経費	人件費の30%		アウトソーシング調査資料作成(専門性高)		金額
○消費税					
○合計					

1ヶ所(1.0日)で計算
毎木調査を計上した場合
1ヶ所(1.5日)で計算
(現地測量1.0日)
(毎木調査0.5日)

- 注) 1. 現地測量、図面作成、資料作成の補正は下表の「工種」、「新規・継続」による補正率を乗じる。
毎木調査は施工区域に用材林がある場合に計上し、補正は下表の「工種」による補正率のみを乗じる。
2. 測量機器の損料、写真データ、図面データ作成にかかる材料費は、諸経費に含む。
3. 測量杭等は、事務所の支給品で対応する。
4. 協議打合せは、委託1件を10ヶ所程度とし10ヶ所を超える場合は、10ヶ所を目安に労務費を加算する事が出来る。
 〈参考〉 委託1件のヶ所数 / 10ヶ所 * 労務人役(小数第2位四捨五入0.5人役単位で切捨て)
 ※委託1件が10ヶ所より少ない場合は、加算しない。
5. 旅費交通費は毎木調査を計上する場合は、1ヶ所1.5日とする。(現地測量1日、毎木調査0.5日)
 〈参考〉 ヶ所数 × 1.5日(端数切上)
 距離の算出については、各事務所を基準に各現場の平均距離を片道距離とし、往復距離を計上する。

【補正率】

	工種による補正	新規・継続による補正
山腹工のみ	1.1	1.0 or 0.5
溪間工のみ	0.9	1.0 or 0.5
山腹・溪間工	1.3	1.0 or 0.5

治山計画(保安林改良)作成委託業務歩掛

	内訳	人役	単位	面積ha	総人役	労務	単価	数量	金額	備考
治山林道課	業務打合せ				1.5	作業者	*	=		(業務打合せ資料整理)
	業務打合せ				1.5	軽作業者	*	=		(")
	測量業務(外業)	6.0	10ha 当り			作業者	*	=		(業務日数)
	測量業務(外業)	5.0	10ha 当り			軽作業者	*	=		(")
	標準地調査(外業)	0.6	箇所 当り			作業者	*	=		(")
	標準地調査(外業)	0.6	箇所 当り			軽作業者	*	=		(")
	図面及び資料作成(内業)	2.0	10ha 当り			作業者	*	=		(")
	標準地資料作成(内業)	0.3	箇所 当り			作業者	*	=		(")
	旅費交通費						*	=		事務所から現地までの往復距離
	諸経費					諸経費	*	=		人件費の30%
						計			千円未満切捨て	
	消費税					消費税	*	0.05 =		
						合計				

注) 積算基準については、下記アウトソーシング積算基準を使用する。
 測量業務(外業)人役については、測量業務、刈開け及び簡易な測量杭の設置(現地調達等)、所有者等との立会調整、写真撮影を含む。
 標準地調査(外業)人役については、標準10m×10m以上の標準地を設定し、毎木調査を行い野帳等に記録する作業人役とする。
 図面及び資料作成(内業)については、測量成果を作図(1/5,000を標準)するとともに森林基本図上に図示する。また、標準地を除く写真整理を行う人役とする。
 標準地資料作成(内業)については、標準地の野帳整理、写真整理を行う人役とする。
 当初、積算時に分かる除地については、当初積算時に設計に含めない。
 発注後現地調査等により、除地があった場合は測量業務(外業)の人役追加をし変更対応とする。(除地面積×測量業務(外業人役))

アウトソーシング積算基準
 諸経費 人件費 * 30%

治山施設点検調査委託業務歩掛（公表用）

1. 積算基準（アウトソーシング積算基準）

- (1) 労務単価及び諸経費等については、アウトソーシング積算基準により行う。
- (2) 諸経費の率については、20%を適用する。
- (3) 職種及び人役については、次による。
 - 作業員+軽作業員の2名を1パーティと考え積算する。
 - 1日当たりの調査件数は、4件で計算する。
 - 業務打合せ及び資料整理の人役については、3人役を標準とする。（作業員+軽作業員）
- (4) 旅費交通費については、次による。
 - 単価については、治山・林道委託単価の車賃に準ずる。
 - 距離の算出については、各事務所を基準に管内の最長距離の1/2を片道距離とし、往復距離を計上する。

●積算例は次による。（4件、交通費往復距離60km（片道30km）、諸経費20%）

作業員	<u>単価</u> * 3人役 = <u>金額</u>	業務打合せ及び資料整理
軽作業員	単価 * 3人役 = <u>金額</u>	〃
作業員	<u>単価</u> * 1人役 = <u>金額</u>	業務日数
軽作業員	単価 * 1人役 = <u>金額</u>	〃
旅費交通費	60km * <u>単価</u> = <u>金額</u>	km 当り <u>単価</u> 円 (<u>治山・林道委託単価の車賃</u>)
諸経費	<u>金額</u> * 20% = <u>金額</u>	人件費の20%
計	<u>金額</u>	(千円以下切り捨て)
消費税	<u>金額</u> * 5% = <u>金額</u>	
設計額	<u>金額</u>	